2

日

平成十六年七月二十七

杉_ぎ

本と

八ゃ 十æ 治じ

男

谷地七十六番地の二秋田県男鹿市五里合神谷字向

秋田県男鹿市五里合神谷字向

昭和二十二年五月二十二日

無所属

漁

業

本

人

谷地七十六番地の二

3

日

平成十六年七月二十七

小口

坂ゕ

榮ネ

男

平八番地の二

秋田県男鹿市船川港台島字浜

秋田県男鹿市船川港台島字浜

昭和十年九月二十四日

無所属

漁

業

本

人

平八番地の二

١١ <u>—</u> 5 毎週火・金曜日発行



選挙長告示

 \blacksquare 次

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙の候補者の届出 (三)......1

投票を行わない旨の指示 (四)......2

ページ

選挙長告示第三号

選

挙

長

告

示

番受 号付

届 出 年 月

日

候補者の氏名

性別

本

籍

住

所

生

年

月

日

党 派

職

業

の届

別出

1

日

平成十六年七月二十七

佐さ と

藤ぅ

<u>__</u>か

実み

男

の崎四十一番地秋田県男鹿市船川港女川字鵜

秋田県男鹿市船川港女川字鵜

昭和六年十月二十九日

無所属

漁

業

本

人

の崎四十一番地

平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙につき、次のとおり候補者の届出があった。 平成十六年七月二十七日

金 太

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 細 谷 購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

印

刷

者

00151

古紙配合率100%

秋田市山王四丁目一番

4

日

平成十六年七月二十七

ゴトウ

カズオ

(後

藤

雄

塩越百五十九番地

秋田県由利郡象潟町字二丁目

秋田県由利郡象潟町字二丁目

昭和二十四年十月一日

無所属

漁

業

本

人

人

人

塩越百五十九番地

男

った候補者が六人で、選挙すべき委員の定数を超えないから、漁業法(昭和二十四年 選挙長告示第四号 法律第百号) 第百条第四項の規定により投票を行わない。 法律第二百六十七号) 第九十四条第一項において準用する公職選挙法 (昭和二十五年 平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙において届出のあ 6 5 平成十六年七月二十七日 平成十六年七月二十七 平成十六年七月二十七 日 日 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 平₅ 藤ふ ľ 川_わ 田た 博っ 英で 秀できぶるう 男 男 百四十番地 秋田県山本郡八森町字滝の間 八十八番地 秋田県男鹿市戸賀戸賀字戸賀 発 細 行 谷 者 金 秋 太 田 二百五十三番地二 秋田県山本郡八森町字滝の間 秋田県男鹿市戸賀戸賀字戸賀 八十八番地 県 昭和二十六年三月十六日 昭和八年十月五日 印 刷 所 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubara @matsubarainsatsu.co.jp は株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社 無所属 無所属 漁 漁 業 業 本 本

2